

三豊市立豊中中学校 いじめ防止基本方針

三豊市立豊中中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。

また、全校生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。特に、配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

2 いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりすることがあることを認識して対応します。そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するように努めます。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導します。教職員全員の共有理解の下、保護者の協力を得て対応します。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「豊中中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任とし、必要に応じて特別支援教育担当教員やスクールカウンセラーも参加します。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 人権・同和教育及び道徳教育、体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、人権・同和教育や道徳教育、体験活動を推進します。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、いじめを止めさせる行動をとる重要性を理解させるなど傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめの防止の取組みを推進します。

(5) 特に配慮が必要な生徒への対応

特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を行います。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

すべての教職員が、生徒が示す変化を見逃さないように努めます。

(2) 「生活記録」等を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるために、「生活記録」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせ実施します。

(4) 教育相談体制の整備及び情報の周知

生徒の悩みを積極的に受け止めるために、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセ

ラー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、自ら周囲に援助を求めることの重要性を強調します。

(5) 生徒からの相談に対する迅速な対応

生徒自らがSOSを発信したり、いじめ情報を提供したりすることは多大な勇気を要することであることを理解し、必ず迅速に対応します。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認識したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめを認識した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめられた生徒又はその保護者へ支援

- ・ 被害生徒を徹底して守り通します。
- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、①いじめ行為が止んで少なくとも3ヶ月以上経過している。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の要件が満たされている場合であるが、必要に応じて他の事情も勘案して判断します。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ 加害生徒の人格の成長を目的として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の

協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。

- ・ いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対応します。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「豊中中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【平成26年10月1日策定】

【平成29年7月20日改定】